

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団  
令和元年度健康課題解決型支援事業助成要綱  
(令和元年6月5日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、県民の健康づくりを支援するため行政機関及び企業・団体が連携して実施するプロジェクトに対し助成することについて、必要な事項を定める。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、行政機関と民間事業者が連携して取り組む県内各市町村の健康課題分析とその課題解決を図るための効果的な事業とし、更に、地域に根付いた持続性及び発展性が見込まれ、当助成事業終了後の自走化に向けた計画が明確な取り組みとする。

- 2 同一の事業（継続事業）についての助成は1行政機関及び企業・団体につき最大3回までを限度とする。ただし、継続して助成を希望する場合は、年度毎に助成の申請と審査を行うものとする。
- 3 前項の規定については、最終的な助成金の交付をもって1回と数えるものとする（申請取り下げ等の事由により助成金の交付に至らなかった場合、1回と数えない）。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、第2条に定める事業を実施するために必要な経費とし、以下の項目とする。

- (1) 人件費
  - (2) 旅費
  - (3) 謝金
  - (4) 使用料・賃借料
  - (5) 消耗品費
  - (6) 印刷製本費
  - (7) 補助員人件費
  - (8) 広告宣伝費
  - (9) その他諸経費
  - (10) 委託費
- 2 前項に示す項目であっても、以下に該当する経費は除くものとする。
- (1) 備品（形状および性質を変えずに比較的長期間の使用又は保存に耐えられるもので一品又は一式の取得価格又は取得見積価格が3万円以上のもの。沖縄県財務規則第153条第2項に準ずる）。
  - (2) 領収書等の支払い事実が確認できないもの。
  - (3) 助成対象期間外に使用した経費。
  - (4) 提案内容のうち、既に国及び県等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの、あるいは支給が予定されているもの。
  - (5) 事業運営に直接必要ないと思われる経費。

(助成金額及び助成率)

第4条 今年度当該助成事業の予算総額を2,000万円とする。助成額の上限は1件当たり1,000万円とし、助成率は総事業費の対象経費の100%とする。ただし、当助成事業で採択された事業への助成は、最大3回までとし、2年目の助成率については総事業費の対象経費の4分の3、3年目は2分の1を上限とする。

(助成申請)

第5条 助成を受けようとする者は、令和元年7月5日までに、事業助成申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、当事業団理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(事業計画書等の提出)

第6条 助成金の交付を希望する者は、別に定める応募要領に基づき、事業企画提案書等を理事長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第7条 理事長は、第5条の助成申請書を受理したときは、事業団設立の目的、定款及びこの要綱に定めるところに従い、必要な審査をし、当該事業年度の事業計画に基づき助成することのできる資金の状況を勘案の上、助成の可否を決定し、助成決定通知書または助成不承認通知書により通知するものとする。この場合において、理事長は必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第8条 理事長は、前条の規定に基づき申請のあったこの助成金の交付決定をする場合においては、次の条件を付する。

- (1) この助成金の交付を受ける者(以下、「助成事業者」という。)は、助成金の交付決定後の事情の変更により申請内容を変更して交付対象事業を行う場合には、助成対象事業計画変更承認申請書(第2号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更する内容が、交付目的を実質的に変更するものではなく、経費区分の20%以内の増減のときはその限りでない。
- (2) 助成事業者は、事業開始後やむを得ない事情により、助成対象事業を中止又は廃止する場合は、助成事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 助成事業者は、助成事業により取得し、または効用の増したプログラムやサービス等の成果物については、助成事業の完了後においても、沖縄県民の健康づくりに資するよう管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(申請の取り下げ)

第9条 助成事業者は、助成金の申請の取り下げをする場合は、交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取り下げ書(第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

(報告及び助成金請求)

第10条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは（第8条(2)の助成対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）、事業の成果に関する評価を行い、事業実施報告書等の必要な書類及び助成金請求書（第5号様式）を添えて、事業完了の日から30日以内若しくは令和2年2月28日のいずれか早い日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第11条 理事長は、前条に定める助成事業実施報告・助成金請求書を受理したときは、その内容を審査し、当該助成対象事業の成果が助成決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により助成事業者に通知し、助成金を支払うものとする。

(助成金の取消及び返還)

第12条 理事長は、助成事業者が、助成金を他の用途に使用し、その助成事業に関して助成決定の内容及びこれに付した条件若しくは本助成要綱に定める事項に違反したときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、助成の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を受けているときは、理事長が定める日までに当該助成金を返還させることができる。

(事業評価)

第13条 助成事業者は、当事業団が実施する助成事業の事後評価に協力するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行し、令和2年3月31日までその効力を有する。